

平成26年度

男女共同参画に関する年次報告

京 都 府

はじめに

本報告書は、京都府男女共同参画推進条例（平成16年4月施行）第20条に基づき、男女共同参画計画の推進に関する施策の平成25年度実績及び平成26年度実施状況を取りまとめたものです。

目 次

第1部 現状と課題	1
------------------------	---

第2部 施策の実施状況

○ あげぼのプラン（第3次） 各重点分野に係る施策の実施状況

1 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

- (1) 府の審議会委員等や管理職の女性比率の向上..... 13
- (2) 地域の人材育成や市町村における女性の登用促進..... 13
- (3) 男女均等な能力向上やキャリア形成の機会の確保..... 15
- (4) 専門職への女性の参画の推進..... 16

2 男女共同参画についての理解の促進と教育・学習の充実

- (1) 男女共同参画についての理解促進..... 18
- (2) 男女共同参画に関する教育・学習の充実..... 20
- (3) 男女共同参画の視点に立った情報発信についての働きかけ等..... 21

3 働く場における男女共同参画の推進

- (1) 女性の就業支援..... 22
- (2) 女性が働き続けられる職場の環境づくり..... 25
- (3) 男女の機会・待遇の均等の促進..... 25
- (4) 女性の起業等の支援、成果の発信..... 26
- (5) 自営業、農林水産業における男女共同参画..... 30

4 仕事と生活の調和の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成..... 31
- (2) 多様な働き方の普及..... 31
- (3) 保育・介護サービスの充実、情報提供..... 32
- (4) 企業等のワーク・ライフ・バランスの取組支援..... 33

5 ライフスタイルに応じた子育て支援等の充実

- (1) 地域における子育て支援の推進..... 35
- (2) 子育ての経済的負担の軽減..... 37
- (3) 子育て等の相談体制の充実..... 38
- (4) 社会全体で子育てに取り組む意識の向上..... 40

6 男性の課題に対応した男女共同参画の推進

- (1) 男性への男女共同参画に関する理解促進..... 41
- (2) 男性の育児・介護・地域活動等への参加促進..... 41

7	家庭・地域における男女共同参画の推進	
(1)	男女共同参画による地域の多様な活動の支援	42
(2)	活動団体への支援及び多様な機関・団体等の連携・協働	45
(3)	地域の多様な活動・団体等への男女共同参画	47
8	多様な立場の府民が安心して暮らせる環境の整備	
(1)	一人ひとりの事情に応じた生活・就労支援	48
(2)	雇用における生活困難の防止	51
(3)	貧困や地域社会からの孤立等による生活困難の防止	53
(4)	多様な立場の人々の人権擁護、複合差別の禁止	53
9	女性に対するあらゆる暴力の根絶	
(1)	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	58
(2)	DVについての啓発と支援情報の周知	59
(3)	セクシュアル・ハラスメント及び性犯罪の防止	60
10	生涯を通じた男女の健康支援	
(1)	男女の生活スタイルやライフステージに応じた保健・医療、福祉の推進	61
(2)	安心・安全な妊娠・出産の支援	63
(3)	心身と健康についての正しい知識の普及・啓発	64
○	推進体制の整備に係る施策の実施状況	
(1)	推進体制の整備	65
(2)	男女共同参画センターの機能の充実	66
○	調査研究に係る施策の実施状況	67
○	苦情の処理等に係る施策の実施状況	67

資料

京都府男女共同参画推進条例	69
京都府男女共同参画施策苦情等事務処理要綱	71
府内市町村の状況（主要事項）	72
府内市町村の状況（女性の登用）	73

第 1 部

現状と課題

KYOのあけぼのプラン（第3次）の10の重点分野

- 1 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画についての理解の促進と教育・学習の充実
- 3 働く場における男女共同参画の推進
- 4 仕事と生活の調和の推進
- 5 ライフスタイルに応じた子育て支援等の充実
- 6 男性の課題に対応した男女共同参画の推進
- 7 家庭・地域における男女共同参画の推進
- 8 多様な立場の府民が安心して暮らせる環境の整備
- 9 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 10 生涯を通じた男女の健康支援

1 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

行政や企業をはじめとするさまざまな団体等の政策・方針決定過程への女性の参画は、社会の多くの分野で徐々に進んでいますが、まだ低い状況です。

男女がともに、さまざまな活動に参画して個性と能力を発揮することができ、また、男女双方の視点を活かして、将来にわたって持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を築くために、社会のさまざまな分野で女性の参画の拡大が必要です。

2 男女共同参画についての理解の促進と教育・学習の充実

家庭、職場・学校、地域社会など社会のさまざまな場で、誰もが個性と意欲に応じて能力を十分に発揮できる機会が確保されるように、男女それぞれの自由な選択や活動を制約する要因となっている意識や慣行などを見直していく必要があります。

男女共同参画についての理解の促進や、男女がともに、個性と能力に応じた職業選択や人生設計ができるような教育の充実等も重要です。

3 働く場における男女共同参画の推進

第一子出産に際して約6割の女性が退職しており、女性が希望に応じて働き続けることができ、また、出産・育児等のために退職した女性が希望に合った再就職ができるような支援や環境づくりが重要です。

男女雇用機会均等法などの法制度は整備されてきましたが、多くの職場で、実質的な男女の機会・待遇の均等が実現しているとはいえない状況があります。

女性による起業は、多様な働き方の一つとして、また、女性の視点や能力を活かした社会の活性化のために重要です。

4 仕事と生活の調和の推進

長時間労働が日常化すると、心身の健康に悪影響を生じるおそれがあり、家庭や地域社会に関わる時間の確保が難しくなります。共働き世帯でも、家事・育児・介護等は主に女性が担っていることが多く、長時間労働を前提とした職場で女性が働き続けることは困難です。

府民一人ひとりが、仕事上の責任を果たしつつ家庭生活や地域活動なども充実させるために、また、育児や介護等により時間に制約のある人がともに働き続けるために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要です。

企業にとっても、ワーク・ライフ・バランスを進めることは、従業員の意欲の向上や優秀な人材の確保などに役立ちます。

5 ライフスタイルに応じた子育て支援等の充実

次代を担う子どもの育成と、片働き、共働き、ひとり親の世帯を問わず、子育て家庭を社会全体で支援し、男女が共に子育てに喜びや生きがいを感じることができる社会を実現する必要があります。

子育ての経済的・精神的負担の軽減や子育て家庭の孤立防止等のために、地域で子育てを支えるつながりづくりや、社会全体で子育てを支えることが必要です。

6 男性の課題に対応した男女共同参画の推進

男女共同参画は社会全体にとって重要ですが、女性のための施策であると受け取られることも多く、男女共同参画についての男性の理解促進が必要です。

長時間労働等による心身の健康問題や、家庭生活や地域社会への参画等の男性の課題への対応が重要です。

団塊世代の男性の本格的な退職が始まっており、高齢男性の孤立防止と地域参画による新たな生きがいづくり、高齢男性の能力を活かした地域の活性化が必要です。

7 家庭・地域における男女共同参画の推進

地域力を高め、誰もが暮らしやすい社会を築くため、男女が地域のさまざまな活動に参画し、多様な視点と能力を活かして家庭や地域の課題解決に取り組むことが重要です。

そのために、ワーク・ライフ・バランスの推進による男性の家庭・地域社会への参加促進、女性のこれまで参画が少なかった分野での参画と活躍の促進等が必要です。

8 多様な立場の府民が安心して暮らせる環境の整備

厳しい経済・雇用情勢の中で、失業や低収入等による生活困難者が増加しています。

男女の賃金格差や、非正規雇用の女性が多いことから、貧困等の生活困難者は女性に多く、特に、母子世帯や高齢単身女性において深刻です。

男性の場合も、高齢単身男性や父子世帯の生活困難者が増加し、経済的問題に加えて地域社会での孤立による生活困難に陥る場合もあります。

生活困難については、男女それぞれのライフスタイルやおかれている状況を視野に入れた対策が必要です。

また、地域で生活する多様な人々の中にはさまざまな人権問題により困難な状況におかれている人もおり、これらの人々が女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている場合があることに留意して、男女共同参画の視点に立った取組が必要です。

9 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV（配偶者等からの暴力、ドメスティック・バイオレンス）は重大な人権侵害であり、その被害相談者のほとんどが女性となっています。DVの多くは家庭内で起こるために潜在化しやすく、周囲の人々が気づかないうちに被害が深刻化しやすいという特徴の中で、相談対応や、被害者とその家族の一時保護、経済的自立と精神面の支援など、関係機関が連携して支援することが必要です。

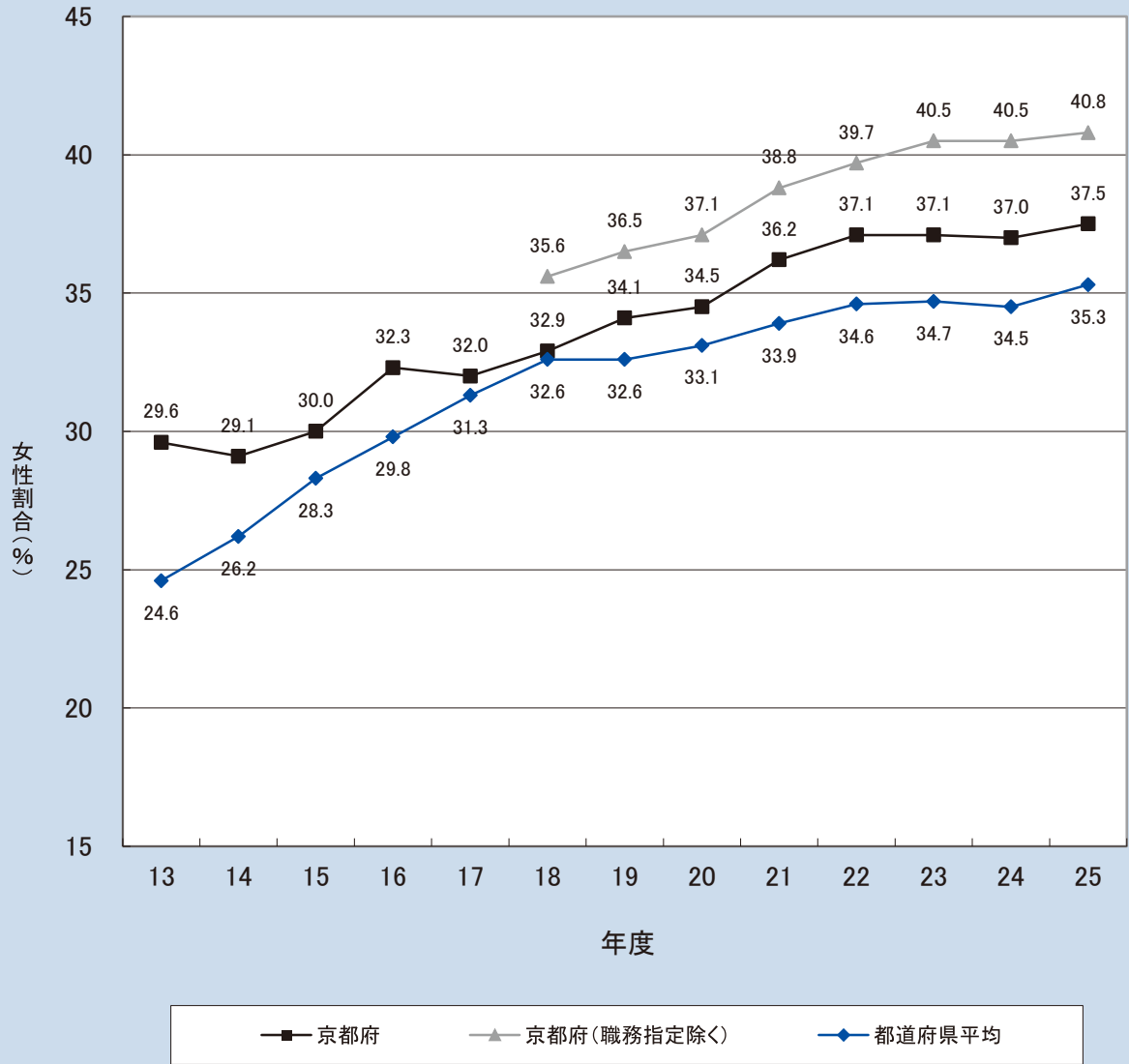
近年問題化している交際中の男女間の暴力（デートDV）の予防啓発も重要です。

10 生涯を通じた男女の健康支援

府民一人ひとりが生涯にわたって健康な生活を送るためには、男女の生活スタイルや人生の各時期（ライフステージ）に対応した適切な保健・医療、福祉の推進が必要です。

妊娠・出産・子育て期について、周産期医療、母子保健体制の充実や、経済的負担の軽減などが必要です。また、不妊に悩む男女のための支援や不妊治療も重要です。

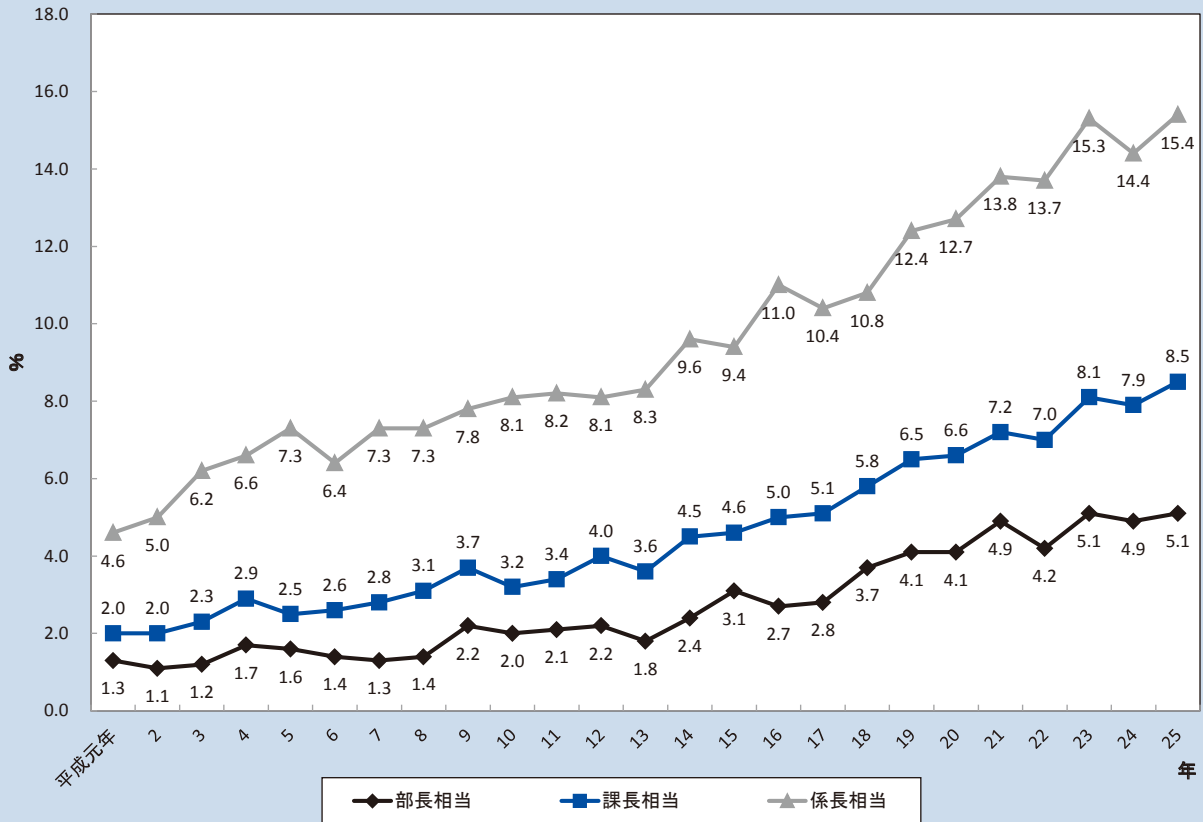
審議会等の委員の女性比率の推移（京都府及び全国）



※京都府は当年度3月31日、都道府県平均は翌年度4月1日現在。

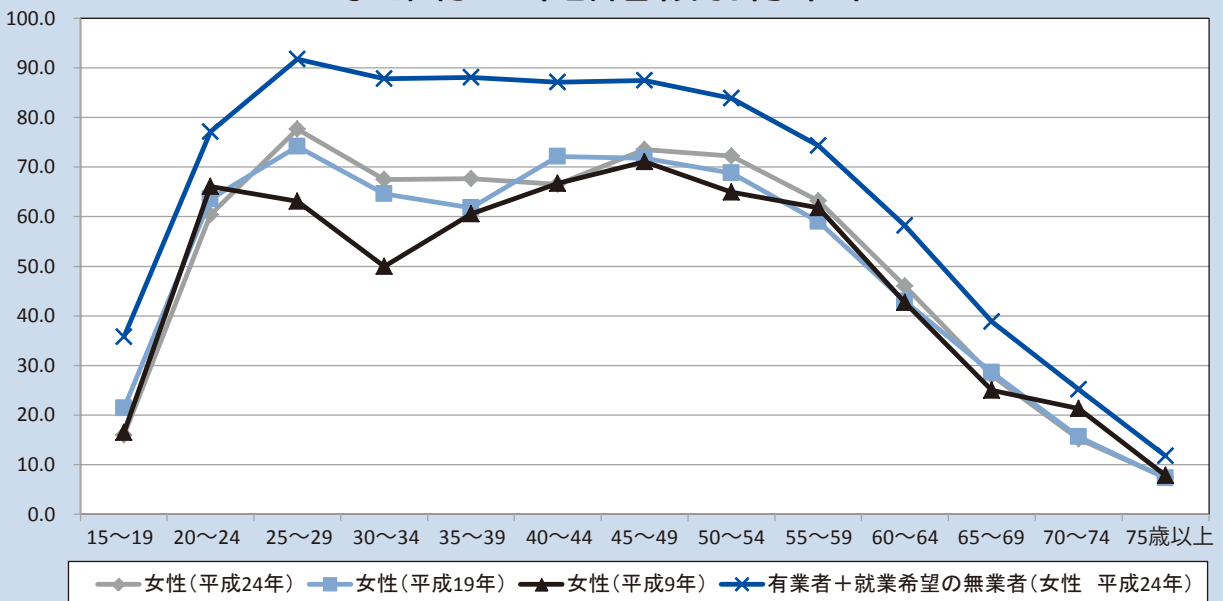
※内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」及び京都府資料より作成

民間企業の管理職の女性割合



平成26年度版「男女共同参画白書」より

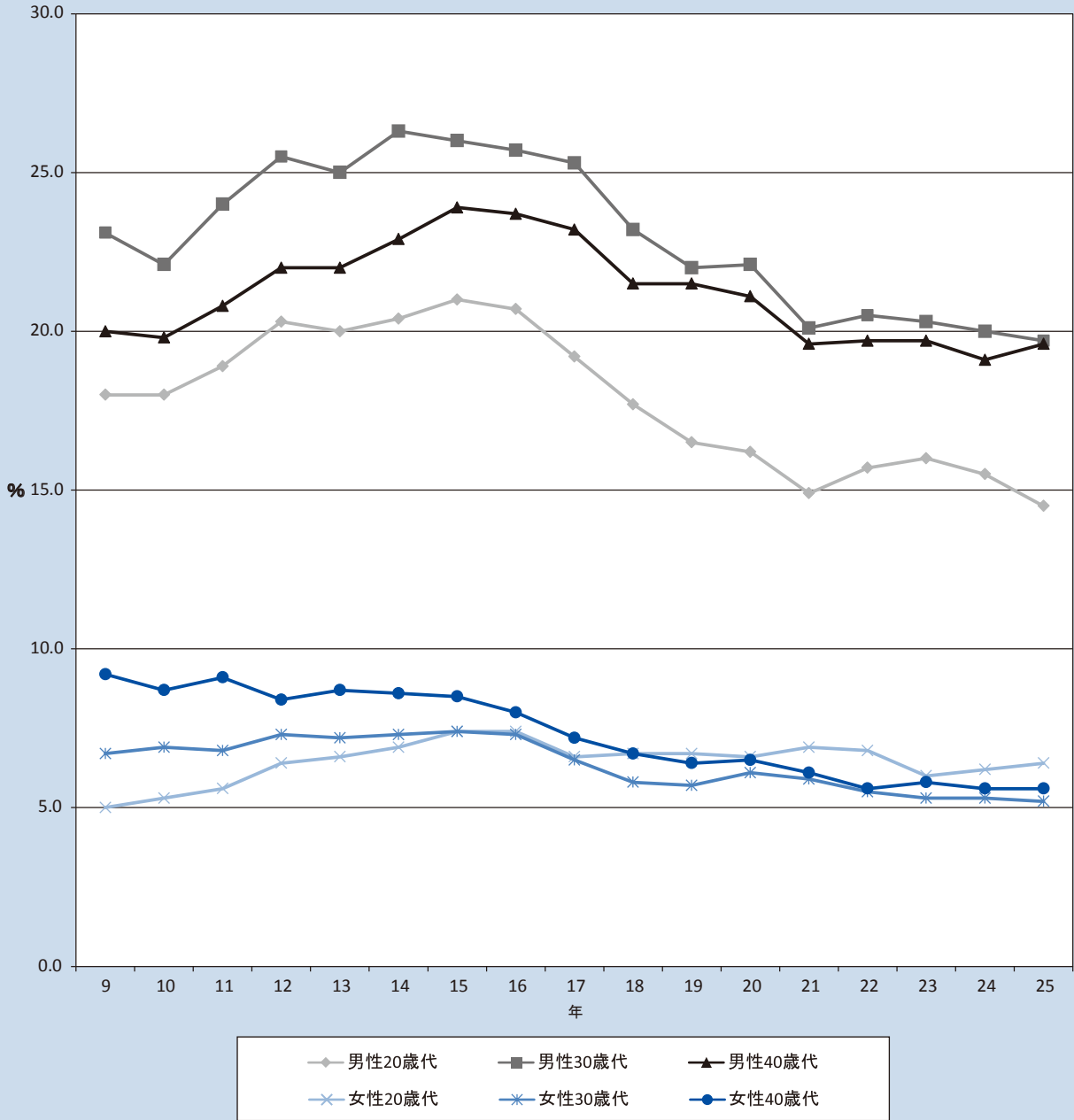
京都府の年齢階級別有業率



	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75歳以上
女性(平成24年)	15.9	60.4	77.7	67.5	67.7	66.5	73.6	72.2	63.2	46.0	28.0	15.2	7.3
女性(平成19年)	21.4	63.6	74.1	64.6	61.8	72.1	71.8	68.8	59.0	43.0	28.6	15.6	7.2
女性(平成9年)	16.5	66.1	63.1	50.0	60.5	66.7	71.1	64.9	61.8	42.7	25.0	21.3	7.8
有業者+就業希望の無業者(女性 平成24年)	35.7	77.1	91.8	87.8	88.1	87.1	87.4	83.9	74.3	58.2	38.8	25.1	11.7

総務省統計局「就業構造基本調査」(平成24年)による
第1表「男女、就業状態・仕事の主従、就業希望意識・就業希望有無、求職活動の有無、配偶関係、年齢別15歳以上人口」

週60時間以上働く人の割合（全国）



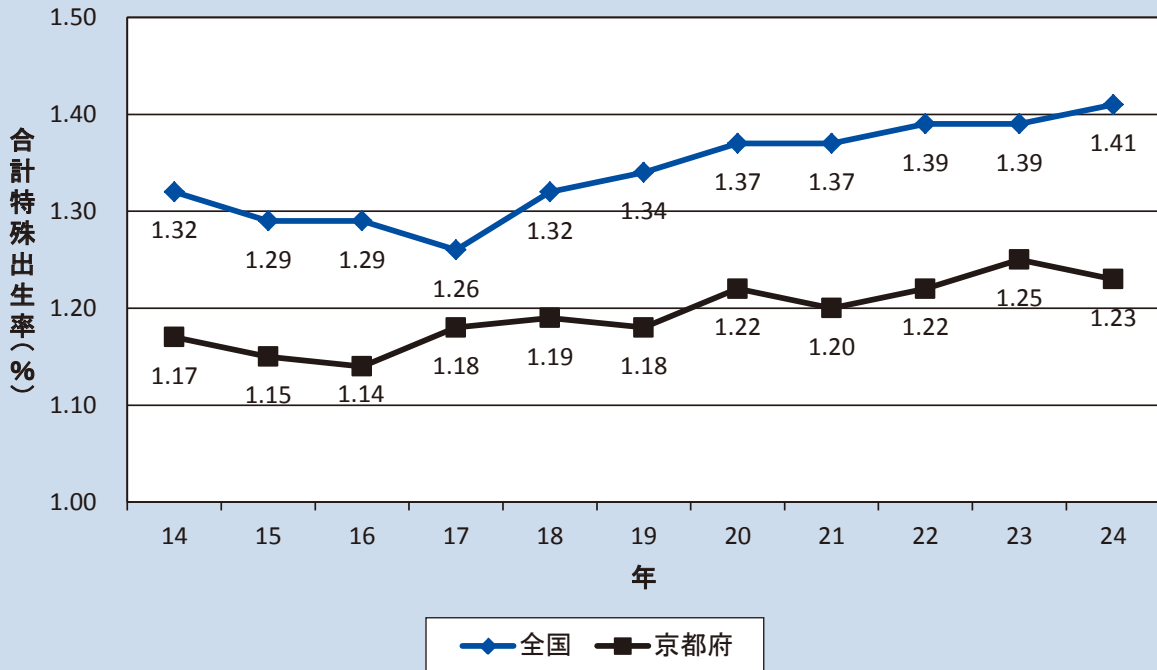
（平成）

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
男性20歳代	18.0	18.0	18.9	20.3	20.0	20.4	21.0	20.7	19.2	17.7	16.5	16.2	14.9	15.7	16.0	15.5	14.5
男性30歳代	23.1	22.1	24.0	25.5	25.0	26.3	26.0	25.7	25.3	23.2	22.0	22.1	20.1	20.5	20.3	20.0	19.7
男性40歳代	20.0	19.8	20.8	22.0	22.0	22.9	23.9	23.7	23.2	21.5	21.5	21.1	19.6	19.7	19.7	19.1	19.6
女性20歳代	5.0	5.3	5.6	6.4	6.6	6.9	7.4	7.4	6.6	6.7	6.7	6.6	6.9	6.8	6.0	6.2	6.4
女性30歳代	6.7	6.9	6.8	7.3	7.2	7.3	7.4	7.3	6.5	5.8	5.7	6.1	5.9	5.5	5.3	5.3	5.2
女性40歳代	9.2	8.7	9.1	8.4	8.7	8.6	8.5	8.0	7.2	6.7	6.4	6.5	6.1	5.6	5.8	5.6	5.6

（%）

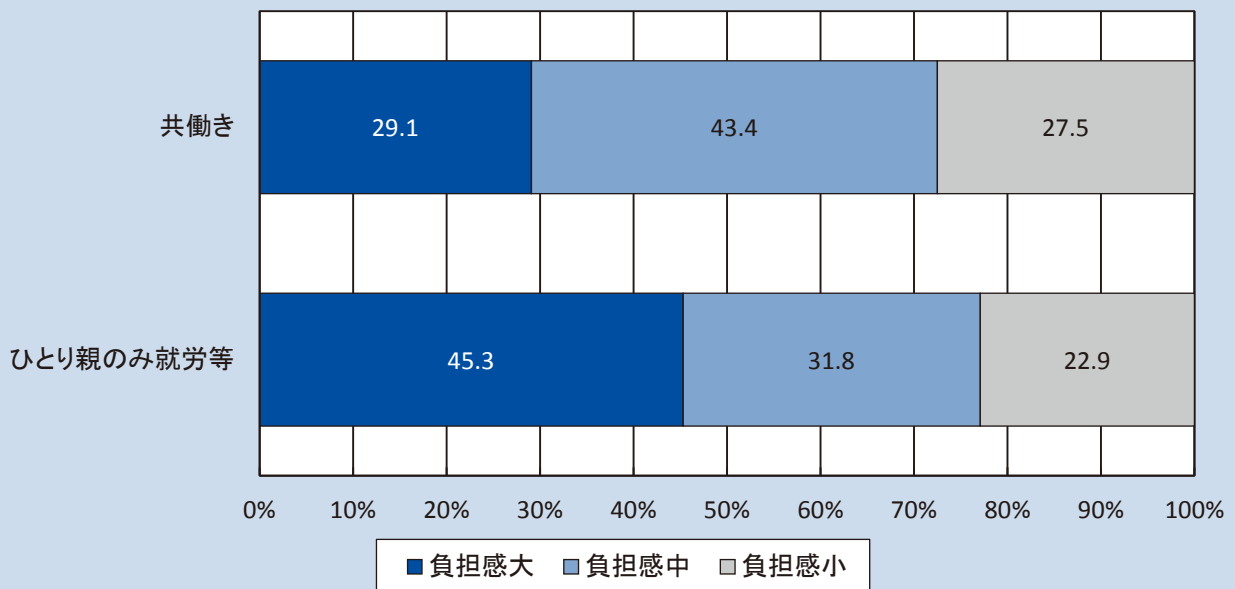
週35時間働く者のうち、週60時間以上働く者の割合
総務省「労働力調査」より作成

合計特殊出生率の推移



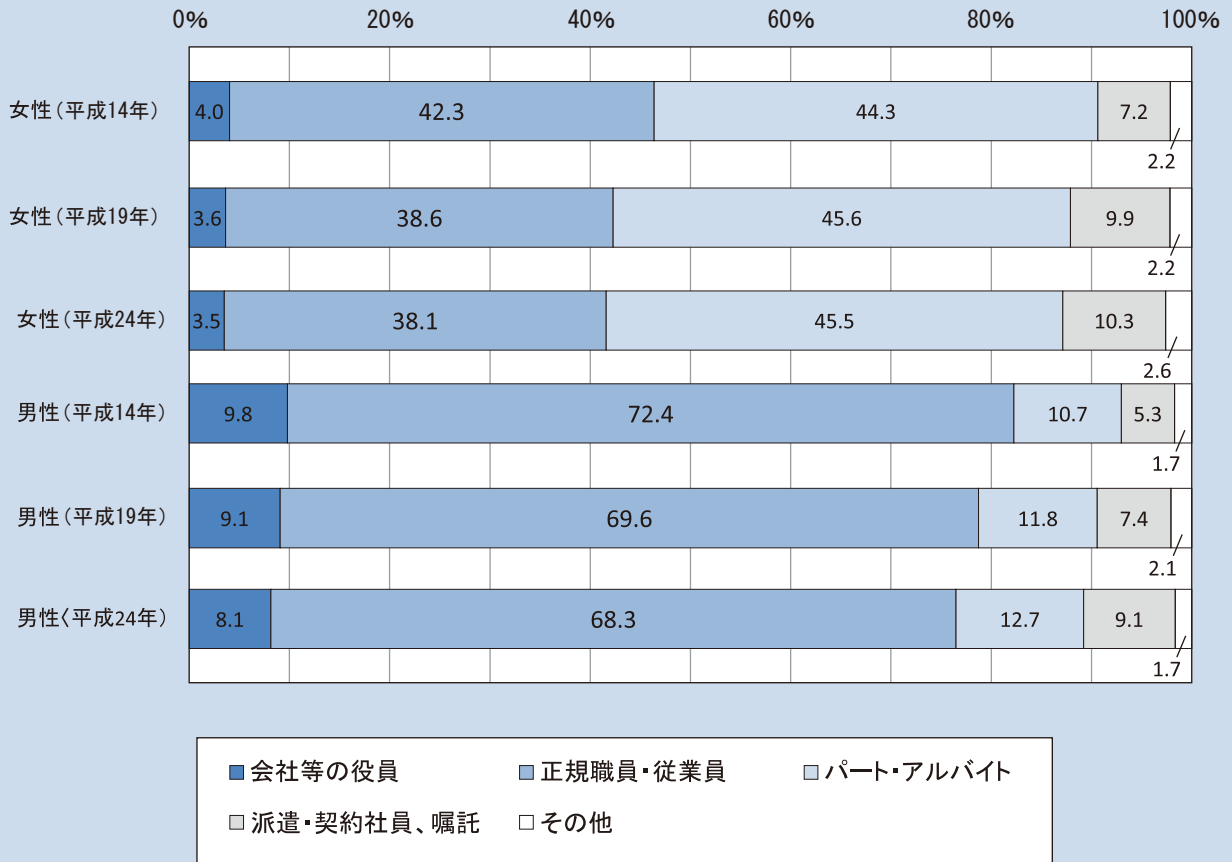
「京都府保健福祉統計」より作成

女性の子育ての負担感



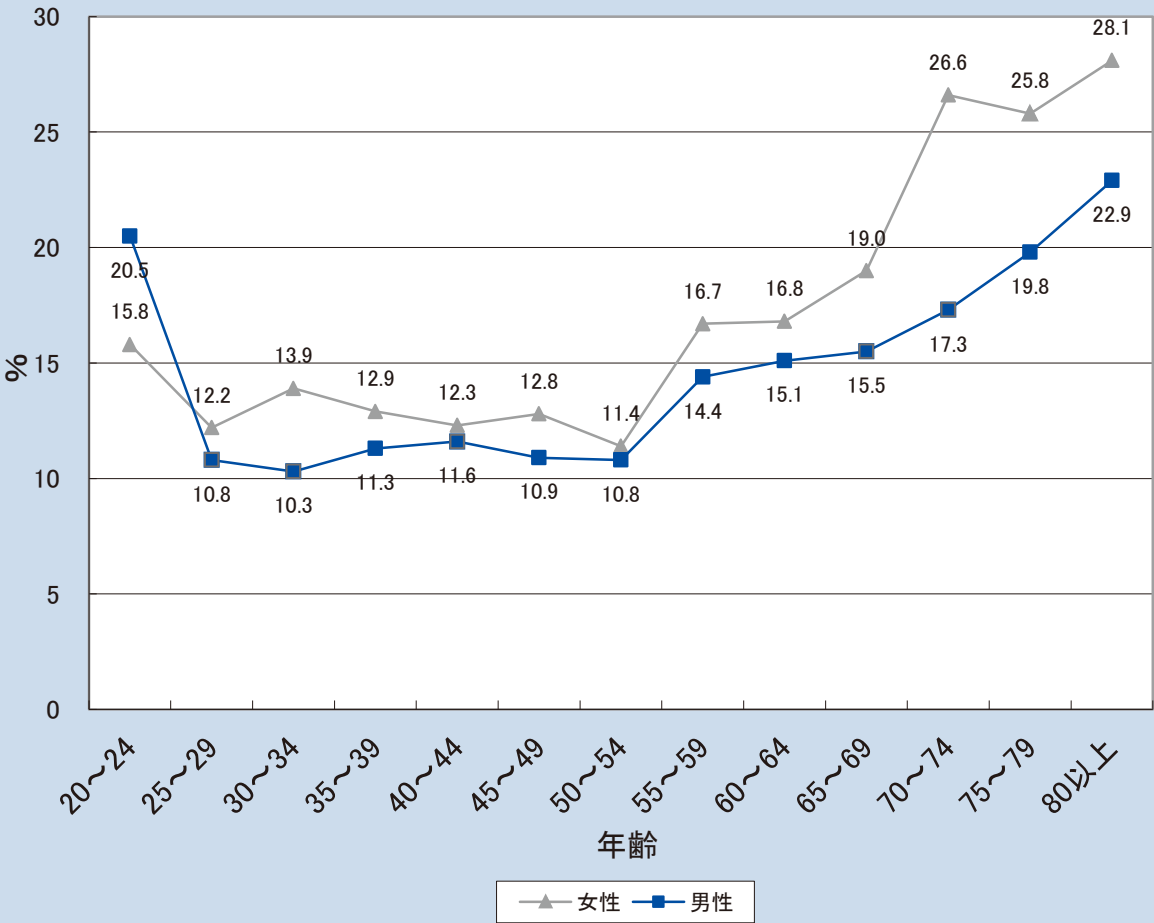
(一財) こども未来財団 「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書

雇用形態の労働者割合（京都府）



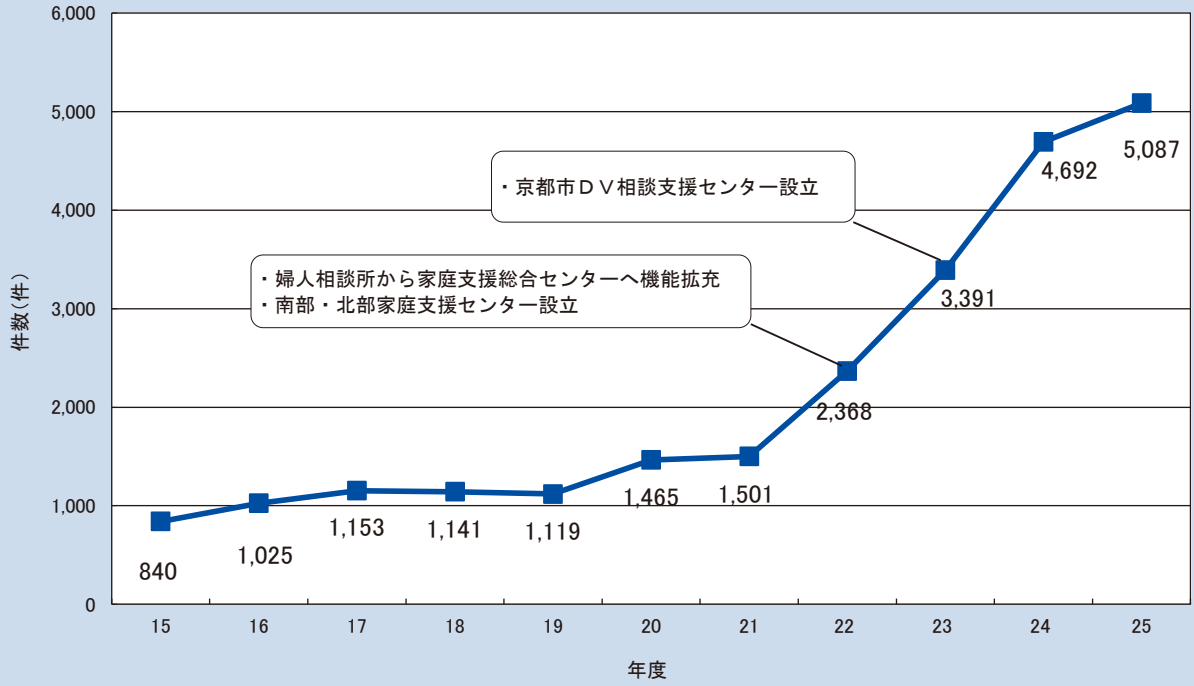
総務省統計局「就業構造基本調査」（平成24年）より作成

男女別・年齢階層相対的貧困率（平成19年）



平成22年版「男女共同参画白書」より作成

京都府の配偶者からの暴力が関係する相談件数



京都府府内の配偶者暴力相談支援センターの相談件数
 (家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター)